

医師国保とっとり

鳥取県医師国保組合発行

発行人 岡 本 公 男

〒680 - 8585 鳥取市戎町317 鳥取県医師会館内

電話 (0857)27 - 5565

第120回臨時組合会開催

1 開催日時 平成20年12月11日 (木)

午後4時

2 開催場所 鳥取県医師会館

鳥取市戎町

3 議員の総数 30名

議決の総数 30個

4 出席議員の総数 20名

議決権の数 20個

5 承認決定事項

議案第1号 先決による鳥取県医師国民健康保険組合規約の一部改正(案)に関して議決を求める件

議案第2号 鳥取県医師国民健康保険組合保険料の変更について議決を求める件

6 会議の状況

理事長挨拶

皆さん、こんにちは。理事長の岡本でございます。

本日は、鳥取県医師国民健康保険組合第120回の臨時組合会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日の組合会は、次年度の国保保険料について御審議をいただきますが、2月に予定しております、次の予算の組合会の前に臨時に開催するものでございます。

提案いたします審議案は暫定的でございますが、我々将来的には組合員は一律同額としたいという考え方をっております。と申しますのは、個人

情報の問題などいろいろございまして、先生方の所得など把握できかねますので、一律にしたいと考えておりますが、激変緩和という方向性からどういう案がいいかということをお諮りするものでございます。

もう一つ、一番初めに上げております鳥取県医師国民健康保険組合規約の一部改正について、でございますが、これはあくまでも国の法律の改正によるものでございます。最近はいろいろ問題がございますが、一番問題は、やはり総理大臣の暴言かと思っております。何かありましたら、またお伝えしたいと思っております。では、よろしくお願ひします。

規約の一部改正(案)に関して

(池田議長)

有り難うございました。それでは、議決事項に入ります。

議案第1号先決による鳥取県医師国民健康保険組合規約の一部改正(案)に関して議決を求める件、ご説明願ひます。

(神鳥常務理事)

それでは、お手元の資料5ページをご覧ください。

これは、先ほど理事長が申し上げましたとおり、国の政省令の変更に伴うものでございます。実はこの8月29日に書面理事会で承認をいただいております。9月16日に知事認可もおりております。後追いでございますが組合会の承認が必要という

ことでお諮りいたします。

まず、加入の申し込みでございますが、右側が現行条文で、実は後期高齢者医療に関して、被保険者が医療の被保険者となれないという一文が入ったものですから、その関係でそれまで第3条第1項第7号になっていたものが、第3条第1項第8号と次の文言が繰り下がったものでございます。

それでは、6ページをご覧ください。これは療養の給付を受ける場合の一部負担金でございますが、現行条文では、11条の(4)のところに文章がずらっと書いてございますが、これが改正条文の(4)のように数字で表していいことになりました。ですから、規約に上げるだけでいいということになりました。

次、7ページですが、保険料の変更についてでございます。これに関しましては、実はこれは適用除外の項目、第22条でございますが、それまで5号まで上がっていたのですが、そこに高齢者の医療確保に関する法律の規定による被保険者といったことが加わりまして、第8号までとなったわけでございます。

そういう文言、数字の変化ということだけを、今回お諮りする次第でございます。よろしく願います。

(池田議長)

只今の説明について、ご質問はございませんでしょうか。

ご質問がございましたら議席番号を、仰ってから、ご発言をお願いします。

ご質問がなければ、これを承認してよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手を願います。

【挙手多数】

賛成多数により、議案第1号先決による鳥取県医師国民健康保険組合規約の一部改正(案)に関して議決を求める件、原案どおり承認されました。

次に、議案第2号の鳥取県医師国民健康保険組合保険料の変更について議決を求める件、ご説明願います。

(神鳥常務理事)

それでは、御説明いたします。このところ、2回ほど組合会でお話ししていますが、平成21年度から均等割にしたいという話であります。お手元の資料1の1から4までの案でお諮りしたいのですが、先ほど理事長も申し上げましたが、理事会の意見も激変というのはよくないのではないかと、特に今、医療報酬もあまり上がっていないような時期にそれは無理だろうということで、最終的には激変緩和の圧縮した状態、これまで8段階の所得割を利用していましたが4段階に圧縮していきこうと、それで少しずつ御理解をいただいて最終的に平等割の形にしようという理事会での意見がございました。

資料1に基本的な考え方を書いてございますが、保険料の区分というのはここに書いてありますとおり、医療分、介護納付金、後期高齢者支援金といろいろございます。この医療分に所得割と均等割という2つの考え方がございまして、この所得割の部分を今回圧縮したということで、一挙に均等割ではなくて所得割がそのまま数年残る形になるかと思われまして、この考え方は先ほども理事長が申し上げましたが、皆さんの個人情報を我々が得ることが非常に困難になったということもあります。それから、今後数年間は皆さんから所得課税の標準額というものを私どもの資料として個人的にいただくわけですが、そういう資料が我々の事務の方に残ること自体も問題がありますので、将来的には均等割一本にしたいということでございます。

それから、中四9県の中で6県、香川と愛媛以外は均等割にしているという現状もございます。他県に聞きますと、非常にスムーズにしているということでございますので、当県も将来的にはそのようにしたいと思っております。

それで、まず、これをやるに当たって皆さんにまず認識しておいていただきたいのが、資料の4でございます。今日追加で出していると思います。均等割保険料のところですが、組合員の方はもう御存じですが、月額3,000円でございます。後期

高齢組合員、准組合員、それから家族の方というふうには数字が上がっております。今日は、あくまで所得割のある組合員の方についてお話しします。(2)が所得割保険料でございます、皆さん御存じのとおり、このように所得課税標準額で仕分けをしまして、0から250万円未満の方が月額2,000円、そして2,000万円以上の方は月額2万2,000円をお払いいただいているということがベースでございます。

次に資料の2ですが、これは決算でございますので近々のものがないのですが、決算書で備考欄を見ていただきますと、平成17年、18年、19年と均等割が6割、所得割が4割というようなバランスでいただいています。ただ、平成19年度は先ほどの8区分にしまして急に収入が1,000万強増えております。こういう状態だったのですが、この4月から後期高齢が始まりまして、後期高齢関係の方がごそっと抜けられました。その関係で所得割の収入が年間7,000万円台に落ちております。

そういう現状を踏まえまして、この事業をずっと運営していくためにはベースとなる数字が要るということで、考えたのがこの資料1の真ん中に「各案とも、最低月額を5,000円といたします。」とあると思います。従来、保険料の最低額は、この所得割の8区分にする前は8,000円でございます。この所得割の8区分にした後も、実は8,000円なわけです。それは、均等割が3,000円、それから支援金部分が3,000円、それと最低の方が、所得割が月額2,000円、これを全部合わせて8,000円ということで、今回もそれをベースにして最低月額を5,000円、均等割の組合員分3,000円と考えたわけです。

20年度の所得割の保険料をずっと書いてありますが、これをずっと足していきますと最終的に組合員は406人いますから、月額が612万7,000円となります。年額は7,352万4,000円ということで、今いただいている所得割保険料よりは若干少ないのですが、これでやっていくしかないということでございます。

次のページを見ていただきます。第1案はその

最低の額の方が64名とございますが、先ほどのくくりの中で2,000円と4,500円の方をAグループと分けておりまして、この64名の方の総計が月額32万円です。そうしますと、それを引きまして、残りの方で割ると1万6,980円の月額になります。将来、この平等割ということではこれをベースに持っていきたい、最低の価格というのは一応そのまま軽減措置として残しておきたいと考えておりまして、本当はこれで行きたかったのですが、この一覧表をずっと見てみますと、月額7,000円の方が一番その煽りを受けるわけです。その上げ幅は最大1万円、7,000円だったのが1万円上乘せになるということで倍以上になるものですから、これはなかなか大変だということで、理事会でもこれは難しいのではなかろうかということになりました。

なおかつ、もう一つあるのは、もともとその保険料というのは相互扶助が原則でございます、市町村国保でも健保でもそうなのですが、たくさん稼いでいる人がたくさん出すという法則みたいなものがございまして、そういう部分からいくと、やっぱりもともと月額2万2,000円払っていたいた40%強の方、この方たちはやはり最高限度額を据え置くべきではないかという考えもございます。

第2案は、今の1案では余りにも中間がなくて厳しいということで、間にBを設けたということでございます。これでいきますと、7,000円の上の上げ幅は5,500円、そして値上げと値下げというところが拮抗するというデータにはなりました。ただ、先ほど申し上げましたように最高限度額を出しておられる方を減額していくというのは、どうなのだろうなあということで、3案、4案を提示したわけです。

3案、4案ともに最高限度額の方はそのまま据え置くという考え方です。これで最低額の5,000円の方との間をとって、1万3,000円というグループをつくりました。これで見ますと、変わらない人は40.9%と多いのですが、7,000円の上の上げ幅は6,000円でほぼ倍近くでありますし、どうだろ

うということになりまして、もう一息踏み込んだのが次のページの第4案でございます。

このように分布分けしたらどうかというのが最終的な今日の提案でございます。Aグループは2,000円と4,500円の月額の人たち。それからBグループが7,000円と9,500円の月額の方。そしてCグループが1万2,000円から1万7,000円のグループ、そしてDグループが2万2,000円の最高月額を払っておられる方のグループという、この仕分けでいこうということでございます。これですと、7,000円の人の上げ幅は3,000円となります。値上げとなる人はちょっと多いですが、金額的には非常に少ない額の値上げでございます。ただ、ご覧になって分かりますように、最低の方というのが実際には値上げの形になっております。例えば、2,000円の方は5,000円ということで3,000円の値上げですし、4,500円の方は5,000円ですから500円の値上げになります。そのことについては、後ほどまたお話をしたいと思います。

それで、他県との比較が最後のページにあると思います。前提条件として第4案で計算してみました。あくまでこれは医師組合員でございます。組合員1人、鳥取県の場合は、所得割の方が2万2,000円と均等割が3,000円ということで2万5,000円になります。家族は奥さんと子供2人という前提条件で、5,500円掛ける3の1万6,500円、介護納付金がお二人、奥さんと組合員ということで、3,000円掛ける2の6,000円、そして後期高齢にしましては、一応4人の御家族ですが、うちの県では世帯で求めることにしておりますので3,000円ということで、すべて合計すると月額5万500円。他県と比べても、極端に高いわけではないという感じでございます。ここに上げてあります他県と申しますのは島根、岡山、広島、山口、徳島、高知ですが、これらの県はいずれも均等割でございます。組合員1人当たりの額がそこに示してあります。家族にしましては、それぞれ割っていただければ分かるのですが、それぞればらつきがあります。当県は1人5,500円ですが、例えば広島は8,000円です。お隣の島根は3,000円です。そ

れから、介護納付金にしましては、うちはこの春から値上げさせていただきました。1人3,000円で2名分ということでございます。島根が一緒でございますして、あとは徳島2,900円。後期高齢者支援金にしましては、各県ともそれぞれに賦課しております。うちは1世帯当たりということで賦課しましたが、他県ではそこにありますように、島根県は2,500円掛ける4、岡山は2,500円掛ける4、広島が1,000円掛ける4、山口が2,500円掛ける4という賦課をしているということでございます。

それから、参考までに市町村国保ですが、これは調べてみましたらいろいろな賦課方法があり市町村国保は難しいのですが、所得割や資産割、均等割、平等割等のさまざまあり家族の中をそれぞれの人員の状況によりながら把握するわけですが、最高限度額は68万円です。医師の場合、給与関係で見ますと、やはり最高限度額は免れないということで、これで見ますと月額が5万6,700円となります。政管健保の方は、標準報酬が121万が上限でした。それでいきますと、年の報酬が1,452万ということで、これもかなり医師の場合は最高限度額は免れないのではないかとということで、それでいきますと事業主は折半ですが、事業主でございますので11万2,893円ぐらい払うということでございます。

よくメリット、デメリットということが言われるのですが、保険料が安いというだけではなくて、我々のところは市町村国保や政管健保と違って付加給付があります。入院2万1,000円以上、外来は5,000円以上の額をバックしております。高額医療に係る高額療養費の費用までの間の部分を差し引いてバックしているということがございます。そういうメリットもあるということでございます。

それで、最後にちょっとつけ加えたいのですが、実は最低限度額の方、先ほど3,000円が賦課になるということについてですが、この方々に対してはこれまで最低額というのは、3,000円均等割、支援金の3,000円、それから0から250万円の所得

標準課税の方は2,000円ということで、それを足して8,000円でした。ですから、今回この8,000円にプラス3,000円という支援金を賦課しますと合計1万1,000円と、かなり高額になるものですから、このAグループの方々に関しては支援金を取らない形でいければいいと思っております。

あと新規加入の方は、所得の把握が1年分まるまる分かる、開業2年が終了する時点で把握させていただいて、その時点から正式なものを賦課する形になろうかと思えます。

それで、議案書の9ページを見ていただきます。いろいろ議論があろうかと思いますが、一応提示しますのは、Aグループが月額5,000円、Bグループが1万円、Cグループが1万5,000円、Dグループが2万2,000円ということでそれぞれの所得課税標準額を表のように設定いたしまして、市町村の発行する所得課税標準額証明書を組合に提出してもらって種別を判定すると、もし提出がない場合はD判定とさせていただくということでございます。以上でございます。

(池田議長)

只今の説明について、ご質問はございませんでしょうか。

ご質問がございましたら議席番号を、仰ってから、ご発言をお願いします。

(石田議員)

15番の石田です。

以前にも聞いたかもしれませんが、課税標準の所得というのはいつの時点でしょうか、お尋ねいたします。

(神鳥常務理事)

これは、前々年ということになります。21年に関してはもうすぐ皆さんにまた案内が行くと思いますが、平成19年度のということになります。

(魚谷議員)

17番の魚谷です。

大変分かりやすい説明をありがとうございました。

最初の説明でございますと、将来的に均等割に持っていくということですが、とりあえず来年度はこのA、B、C、Dでやって、均等割にしますと約1万7,000円ということですが、それはいつごろから、想定しておられますか。

(神鳥常務理事)

そこはいろいろ議論がありまして、できれば3年後ぐらいを目途には思っているのですが、これから情勢がどうなるのか分かりませんので、ただ、実際に我々の方への補助金32%の定率補助が、今、28%になっているのですが、国会の情勢によってはあの部分がひょっとしたら戻ってくるかなと思ったりしまして、そうすると少し資金が潤沢になりますので、うまく船が動くようでしたら無理をする必要がないかなと思っております。ただ、あくまで個人情報をお我々が知っているというのは、あんまり気持ちのいいものでもありませんし、皆さんも気持ちがよくないと思っておりますので、早く均等割にしてしまった方がいいという考えはございます。

(池田議長)

他にご質問がなければ、これを承認してよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手を願います。

【挙手多数】

賛成多数により、議案第2号の鳥取県医師国民健康保険組合保険料の変更について議決を求める件は、原案どおり承認されました。

これで、本日の議事は全部終了いたしました。これをおもちまして組合会を閉会いたします。ご協力有り難うございました。

～ 保険料改訂のお知らせ～

組合員の皆様方には、平素より組合運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、医師国保保険料につきましては、個人情報保護法の関係から、所得割保険料の算定が困難となり、将来的には平等割保険料に一本化したいと検討を重ねております。

しかしながら、急激な保険料の変更は負担増となる方もありますので、平成21年度の所得割保険料については今までの8段階から4段階へと階層化する案を、去る12月11日開催の臨時組合会に於いて提案し、承認をいただいたところです。

つきましては、下記のとおり平成21年4月から保険料を改訂いたしますので、ご了承賜りますようご案内申し上げます。

なお、情勢を踏まえながら、近い将来、平等割といたしますことを、あらかじめご承知おき下さるよう、お願い申し上げます。

種別	所得課税標準額	所得割月額 (円)	所得割年額 (円)
A	0 ～ 500万円未満	5,000	60,000
B	500 ～ 1000万円未満	10,000	120,000
C	1000 ～ 2000万円未満	15,000	180,000
D	2000万円以上	22,000	264,000

【所得割保険料の算定方法】

算定の基礎を、「平成20年度市町村民税所得課税標準額」として、下記の表区分といたします。なお、所得課税証明書を提出されない場合は、最高額 (D) を賦課させていただきます。

保険料の構成は次のとおりです。

医師国保保険料 = 医療分 (所得割 + 均等割) + 後期高齢者支援金 + 介護納付金

従来から、保険料の最低額を8,000円としています。

上記計算式ですと、所得割の最低限5,000円に均等割組合員3,000円をたすと、医療分は8,000円となります。そして、後期高齢者支援金3,000円をたすと11,000円となってしまいますので、種別Aの方及び新規開業の方からは後期高齢者支援金3,000円は徴収いたしません。

新規開業の方も、最低月額を5,000円とします。

また、減免期間は、開業日の属する年度を1年目として2年目終了までといたします。



組合員・被保険者の方へ (お知らせ)

出産育児一時金は35万円となっていました。平成21年1月から産科医療補償制度に加入する医療機関において出産したときは、産科医療補償制度に係る費用が上乗せされ、38万円となります。

産科医療補償制度は、妊婦の皆様が安心してお産できるように、分娩機関が加入する制度であり、加入機関でお産すると、万一、分娩時の何らかの理由により重度の脳性まひとなったお子さんとご家族の経済的負担が補償されます。